

案件(2)

説明用資料2

大和都市計画生産緑地地区の変更 について

(諮問:生駒市決定)

大和都市計画生産緑地地区の変更について

変更理由

市街化区域内の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の指定を平成4年に行ったところであるが、生産緑地の買取り申出の結果、行為の制限が解除された農地等を生産緑地地区から削除することについて、所要の都市計画の変更を行うものである。

変更内容

No.	内 容	件数	地区番号
1	生産緑地法第10条の規定により、買取り申出の結果、同法第8条の規定に基づき行為制限が解除され、生産緑地地区から削除するもの。	1件	163

大和都市計画生産緑地地区の変更について

新旧対照表

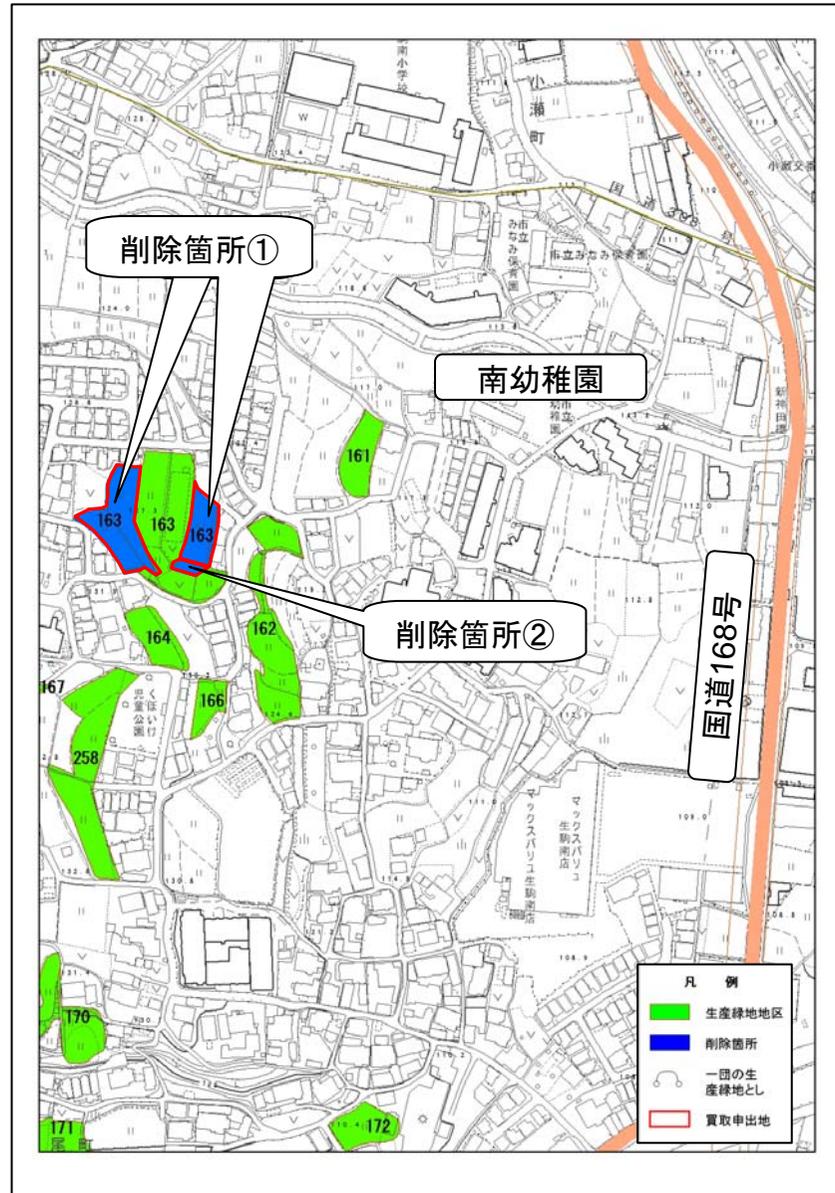
面積	備考
〈42.89ha〉 約42.68ha (△0.21ha)	地区数258ヶ所

〈 〉 内数字は変更前
() 内数字は増減数

変更内容

地区番号 163

当該生産緑地地区は小平尾町地内にあり、生駒市立南幼稚園の南西約200m、国道168号の西側約350mに位置しております。



削除箇所①

主たる農業の従事者が死亡されたことにより、平成22年5月7日に生駒市へ生産緑地の買取り申出をされ、3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかったことから、生産緑地法第8条の行為制限を解除し、生産緑地地区から削除する都市計画の変更を行うものである。

削除箇所②

同じく、主たる農業の従事者の故障により、平成22年6月7日に生駒市へ生産緑地の買取り申出をされ、3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかったことから、生産緑地法第8条の行為制限を解除し、生産緑地地区から削除する都市計画の変更を行うものである。

大和都市計画生産緑地地区の変更（案） の縦覧結果について

告 示 日	平成23年1月7日付 生駒市告示第7号
縦 覧 期 間	平成23年1月7日（金）から 平成23年1月21日（金）まで
窓口縦覧者数	1名
意見書の提出	なし